

江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県・市川市合同説明会
議 事 録

平成15年1月29日、30日

午後6時30分～

江戸川下水道事務所会議室

1. 開会 午後6時30分

司会進行役 千葉県都市部 佐藤技監

2. 武間都市部長（千葉県）あいさつ

千葉県都市部長の武間でございます。本日は大変お寒い中を大勢の皆様には江戸川第一終末処理場に係る県、市合同の説明会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、昨年来、私どもが行ないましたアンケートや現地調査に御協力をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、江戸川左岸流域下水道の第一終末処理場につきましては、今から、ちょうど30年前の昭和48年に、市川市本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定いたしました。諸般の事情により建設を断念し、市川期地区の埋立予定地に用地を求めておりました。埋立計画の具体化に時間を要していたところ、一昨年4月、堂本知事が就任し、三番瀬保全の観点からこの埋立計画が中止になりましたことは、皆さんの記憶に新しいところであろうと思います。

これに伴い再度、石垣場・東浜地区を検討対象地にと、県の方針が変わり、皆様に多大なる不安を与えてしまったことにつきましては、大変、申し訳なく思っておりますが、昨年の12月に、お知らせしましたとおり、千葉県は皆様方のご意見やご意向、また地元市川市との協議等を総合的に勘案し、本地区に処理場を設置することといたしました。

今後、事業を進めるにあたりましては、皆様の御理解と御協力が、どうしても必要であり、これまでの長い経緯を踏まえ、誠意をもってお話し合いをしてまいりたいと考えております。

後ほど、今後の進め方等について説明させていただきますが、計画づくりの段階から皆様のご意見を戴きながら、皆様と共に検討し、処理場を含めた本地区の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、県としましては、より近いところで皆様からのご相談をお受けできるよう、また積極的に事業を進めるため新年度から、こちらの江戸川下水道事務所内に第一終末処理場建設準備室を設置することとしました。

本日の説明会を新たなスタートとして、より良い地域づくりに向けて、県市、総力を挙げて努力する所存ですので、是非、皆様の御理解、御協力の程お願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

3. 尾藤助役（市川市）あいさつ

ただいま、紹介のありました市川市助役の尾藤でございます。

本日は、県と市によります合同説明会に、地権者の皆様をはじめ、関係者の皆様にご出席いただき、改めてお礼申し上げます。

ただいま、県都市部長からもご挨拶がございましたように、本行徳石垣場・東浜地区につきましては、昭和48年の処理場の都市計画決定以来、土地利用や環境面で様々な課題が生じていることを重く受け止めております。これまでには、残土条例に基づく処置をはじめ、いくつかの課題解決にむけて、対応させていただいておりますが、皆様には、まだご満足をいただけるような状況には、至っていないことも十分認識しております。

このような状況の中で、一昨年、堂本知事が三番瀬の埋立計画の中止を表明され、その後、昨年12月には県議会で本地区での処理場建設を表明され、本日のこの説明会が開催できますことは、市川市にとりましても、本地区の課題解決に向けて、新たな第一歩を踏み出すものと考えております。

これまで、この問題につきましては、地権者の皆様、そして周辺住民の皆様から多くのご意見をいただき、また、市議会の決議や行徳臨海部まちづくり懇談会からのご提言などもいただいております。

今後は、これら皆様の声を踏まえ、本地区全域を対象に、適切な土地利用を早期に実現できますように、県と共に努力してまいりたいと考えております。

計画づくりをはじめ、本地区の事業の実現に向けまして、是非、皆様のご理解、ご協力をいただけますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

4. 職員紹介

（千葉県）

武間都市部長 宗藤次長、佐藤技監、佐久間下水道計画課長

在原下水道計画課計画推進室長、松本下水道建設課長、北村江戸川下水道事務所長

（市川市）

尾藤助役、本島建設局長、新井建設局次長、田草川都市政策室長、山越都市計画部長
木村道路交通部長

5. 説明（説明者 千葉県都市部下水道計画課 在原計画推進室長）

設置表明までの経緯

今後の進め方について

江戸川第一終末処理場計画地検討会の設置について

土質及び地下水の調査について

6 - 1. 質疑（平成15年1月29日）

A氏： 計画予定の場所は、48ヘクタール全部を処理場で使うのか。

計画推進室長：

概ね20ヘクタール程度ということで、今後、検討会の中で面積も含めまして位置の検討をしてみたい。

B氏： 県は、下水道用地以外の残りの土地をどのように解決する気なのか。

下水道計画課長：

処理場の用地につきましては、約20ha程度であります。この検討会では48ヘクタール全体を検討しますので、処理場とならない部分について、どのようにするか、地権者、周辺住民の方々と一緒に考えていきたい。

B氏： アンケートでは、区画整理の要望が60か80%あったと聞いているのだけれども、それを考えてないのか。

市川市建設局長：

県のアンケートの前に市川市から、アンケートをお願いした時に事業手法等についてもご意見を頂きました。区画整理ということも提案がありました。それを踏まえ今後、48ヘクタールの事業手法についても、みなさんと相談させていただき、県と共に検討していきたいと思っております。

C氏： ボーリング調査や水質調査は、設計的な要素の考え方が、それともそのところに構造物ができるかどうかということなのか。調査結果によっては、また変更するという調査なのか。

都市部技監：

調査結果によっては、やめるのかという質問かと思いますが、そのようなことは考えておりません。

C氏： この調査で処理場の場所を決めるという考え方も含まれているのか。

計画推進室長：

そういうことではありません。今後、地権者皆様方が加わった検討会の中で、どの場所に処理場を配置するか等について決めて参りたいと考えております。

D氏： 今ある汚水処理場が、2年くらいでいっぱいになると聞いているが、汚水処理場を先にやるのか、48ヘクタールをトータル的に開発を一緒にやっていくのか、また、それをどのくらいの目安でやっていくのか。もうちょっと県の方から説明してもらいたい。

下水道計画課長：

今みなさまがいるこの場所は、第二終末処理場といいますが、平成20年ごろにいっぱいになるのではないかと見ておりますが、今後、各市町村からの下水の量の増え方を見てますと、もう少し時期が先に伸びる可能性もあるわけですが、できるだけ早く、一部でもこの第一処理場を稼働できるようにしたいと考えております。

それから、処理場を先に造るのかということですが、これにつきましては48ヘクタール全体をどうするのかということ、まずみなさんと相談しながら決めていきたいと考えております。処理場のスケジュール等からしますと平成16年頃に、この中のどこかに処理場の位置を決定し、併せて同じ時期までに残りをどうするのかということも一緒に決めていく必要があると考えています。

D氏： だいたい平成20年ごろに、全部が完成する予定なのか。

下水道計画課長：

処理場は、平成20年ごろまでに一部供用開始したいということです。

D氏： せっかく30年、地権者の方々が待ったわけですから、今日、県議会、市議会の先生方がいらっしゃいますので、ぜひとも強力で早急にこの問題を処理してもらえればありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

都市部技監：

先ほど、部長からの挨拶にもありましたけれども、精一杯努力して参る所存であります。

E氏： 検討会をつくるとのことで、地権者6名自治会から3名と書いてございますが、ことは憲法に保障された財産権に係る問題でありますので、最終的には地権者全体の意向を尊重するという形で進めてもらいたい。

計画推進室長：

検討会につきましては、小人数でございますので、これらの経過等につきましては、随時みなさんがたにお知らせしたいと考えております。

E氏： 地権者の意見を最大限尊重してもらいたい。

計画推進室長：

わかりました。

都市部技監：

お知らせする中で、ご意見があれば、ご意見をくださいということで進めて参りたいと思っております。

F氏： 先ほど地権者の方のアンケートによると80%以上の方が賛成とような発言がありました。大半が条件付賛成ですので、その条件の提示がなくて賛成と言われても困る。検討会の中に自治会が入るが、自治会は生活関係、地権者はお金に関する話になるので、分けて対応を考えてもらいたい。

計画推進室長：

条件付きの方が多くいらっしゃいましたが、賛成という方もいらっしゃいました。その方々を合わせて協力的な回答と申し上げました

自治会と地権者は、立場が違うということは当然そのように考えております。

F氏： それはどうするのですか。

計画推進室長：

検討会の中で色々ご相談しながら進めていきたいと考えております。そういった中で皆様方に検討会以外の方々にも状況をお知らせしますので、またその時にご意見を直接頂きたいと考えております。それを見ながら検討会を運営していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい。

F氏： 条件とはどんな条件があったのか。

計画推進室長：

アンケートの結果では、「土地を高く買って欲しい」、「早く買って欲しい」、「代替地を面倒みて欲しい」といった色々な意見がございました。それは私ども

十分に承知しております。

F氏： その条件が、県なり市からこういう条件ならこうしますよという話があって、はじめて判が押せる。

計画推進室長：

それにつきまして、処理場の位置をどこにするのか、これは検討会で決めようとしていきます。それぞれの土地の利用が決まった段階で、いくらで土地を譲っていただくとか、また残りの土地利用をどうするかということ、また改めて皆様にご報告しなくてはならないと思っております。

F氏： これが決まらなると反対という意見がでる。

都市部技監：

今、おっしゃった買い方どうするのか、いくらで買うのかという話は、まず土地利用が決まって、例えば全面買収で行くのか、区画整理手法を使うのかということが決まらない限りは、お答えができない。ですから今回はまずそのための検討会をたちあげて、その中で土地利用計画案を作っていくことを、第一義的にやっていきたいということでございますので、ご理解いただきたい。

G氏： この計画を進める段階で、強制執行が行われるようなことがあるのか。

下水道計画課長：

あくまで話し合いで考えています。

G氏： 強制執行は絶対はないですね。

都市部技監：

それはまずありえない。どうしても出て行かなくていけない場合には、例えば代替地対策とか、みなさんのご要望に応じて相談させていただきながら進めます。強制的に買収することはありません。

G氏： 土地は小さいが、家をたてようとおもって30年前に買った、強制収用で土地を取り上げられると困る。

下水道計画課長：

今日は、全体説明会でございますけれども、いろいろなご事情とか細かいことにつきましては、県の方でも相談窓口で個々に対応したいと考えております。

B氏： 平成13年の台風によって海の護岸が壊れた。この周辺とか湾岸道路周辺をスーパー堤防にしてもらいたいということを要望します。

H氏： 今までの説明で、いよいよ進めていただけることがわかりました。30年間経ったわけでありまして、今後30年経ったらこんないい計画になったというふうに、ひとつ、県、市、併せて地権者併せて周辺の住民のみなさんでいいものができるといいなと地権者として思っております。よろしく申し上げます。

都市部技監：

私どもも、県、市協力して、是非この48ヘクタール全域を皆様方にとって、より環境のいい便利な場所にしたいということでご挨拶に変えさせていただきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。

終 了

6 - 2 . 質疑 (平成15年1月30日)

A氏： 検討会の組織の地権者6名を9名にしてもらえないか。

下水道計画課長：

検討会の地権者の数を増員する方向で考えたい。そうなった場合には、別途お知らせします。

A氏： 終末処理場用地の20ヘクタールだけではなく、48ヘクタール全体で考えてもらいたい。できるだけ早く進めてもらいたい。

下水道計画課長：

処理場は、約20ヘクタールと考えていますが、残りの28ヘクタールも合わせ、48ヘクタール全体域で考えていきます。できるだけ早く実現できるように進めたい。

B氏： アンケートの結果で、約80%の人が賛成と聞いていますが、地権者の数ではなく、土地の面積の割合ではどうなのか。

下水道計画課長：

面積割合だと約70%になります。

B氏： 条件付き賛成が多いと聞いています。その条件がよければ、賛成だか、悪ければ反対になると考えられるが、その条件とはどのようなものか。

下水道計画課長：

アンケートの結果では、賛成の約80%の大半が条件付きで、その内容は「土地の買収価格による」「代替地しだいである」などであった。

B氏： 条件が示されていないのに、賛成かどうかのアンケートの設問は、よくないように思える。

下水道計画課長：

アンケートは、最初の段階でみなさまのご意向を聞く形で行った。条件については、今後の土地利用の計画が決まったのちに、事業の段階で説明したいと考えております。

B氏： よい計画があれば、この場で示してもらいたい。

下水道計画課長：

県の方から計画を示すのではなくて、土地利用検討会の中で皆さんと一緒に計画を作成していきたいと考えております。

B氏： 市の要請によって、県は動くのか。

下水道計画課長：

県の方で処理場を設置する方針を決めるにあたって、地元市川市の意見を聞いたものです。

B氏： 残土の問題を解決するのが先ではないのか。処理場をもってくる話が先では

ないと思うがどうか。

市川市建設局長：

知事の方から、この石垣場・東浜に処理場を造ろうと考えているのだが、どうかという照会があった、そこで地権者の皆様方と相談会を開催し、ご意見を聞かせてもらい、また、市議会議員の方々とも相談させていただき、昨年10月25日に市の意向ということで、5項目の回答をした。

1点目は、地権者や周辺住民が待たされてきたことを最大限に考慮して、早急に処理場設置の方針を決定してもらいたい。

2点目は、都市計画決定区域48ヘクタール全域について、早期に都市計画を変更して適切な土地利用を実現することに尽力をしていただきたい。

3点目は、残土対策を含む環境改善に協力をいただくと共に、将来の土地利用においても、地域のよりよい生活環境の実現に配慮していただきたい。

4点目は、地権者、周辺住民、市川市と共に、将来の適切な土地利用を実現するための検討組織を設置してもらいたい。

5点目に、地権者、周辺住民には十分説明を行うなど、誠意をもって対応していただきたい。という市川市の回答をさせていただいた。

48ヘクタール全域の早期の解決と、納得のいくような土地利用計画を一緒に作ってもらいたいということから、今日の会合にもなったと理解している。

B氏： 30年間、県は放置していて、大変迷惑をかけてきた。処理場建設は、三番瀬の埋立てにからんでいたが、漁業補償の問題などどう考えているのか。

都市部技監：

漁業補償と今回の計画地の問題とは、少し離れていると思われます。

C氏： 今回の会議と貸し付け転業資金との問題は関係ないと思います。今回は、処理場の問題なので、三番瀬の問題とは分けてもらいたい。

都市部技監：

ほかにはないようでしたら、これで終了とさせていただきます。

本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。県、市一体となりまして、本地区のよりよいまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、地権者や周辺自治会の皆様方のご支援ご協力をお願いします。

終 了